

第4回 (仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会

《審議内容》

審議事項	審議内容
まちづくりの単位（区域）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学校区をまちづくりの単位とするという結論となりました。</li> <li>● 市民センター活用の方法については、地域を超えた問題や緊急時の問題などを考慮して、いろいろな位置づけがでてくるので、引き続きその役割・位置づけを検討することになりました。</li> <li>● 市民センターの役割は、知恵を出す、あるいは調整せざるを得ないことや校区を超えて一緒に取り組んだ方が効率的である事を実施する場合の音頭取りをすること、という意見もありました。</li> </ul>
地域の人材づくりについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種団体が連携することで新たな人材を見つけやすくなるため、各種団体の連携を促すことなど、良い例の検証を進めて広めていくような環境づくりを行うのが良いのではないかと、という意見がありました。</li> </ul>
地域格差について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域格差の解消を図っていく必要があることが確認されました。</li> <li>● 地域交付金等を考慮すると校区まちづくり組織の事務能力の問題が大きくなるため、地域格差の解消が非常に重要な課題になる、という指摘がありました。</li> <li>● 地域格差の解消のために、もう少し大きな視点のネットワークを構築し、その中で格差を調整するような仕組みも検討する必要があるのではないかと、という意見がありました。</li> </ul>
「責務」という表現について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例項目の検討内容（案）の中の「市民の責務」、「市民団体の責務」という表現の是非について議論しました。</li> <li>● 責務という表現が厳しいという意見もありましたが、地域交付金の交付も考慮すると問題ない、という意見も見られました。</li> <li>● 「相応の責任」等の表現にすることも含めて、引き続き検討されることとなりました。</li> </ul>
「校区まちづくり組織の要件／認証」の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「校区まちづくり組織の要件／認証」の必要性について議論しました。</li> <li>● 地域交付金の交付を考慮すると要件／認証方法を定めることが必要という意見がありました。</li> </ul>
校区まちづくり組織の意思決定システムについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域交付金等を考慮すると、校区まちづくり組織の意思決定システムを決めておかないと機能しない、という問題提起がありました。</li> <li>● 住民投票を実施せず、話し合いを重ねる形で結論を出すのも一つの方法、という意見がありました。</li> <li>● 施策の決定が議会を通らずに各地域で行われるようになると、市議会との関係も含めてどのようなルールを作るのが重要であるという意見がありました。</li> </ul>
市の協働に対する取組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の各課各職員が協働をどのように考えていくべきなのか、それに対して市全体がどのようにサポートしていくのか、という事を考える必要がある、という意見がありました。</li> </ul>

次回の検討内容について

- 第4回検討委員会での意見のまとめと市長の考え方の説明を基に、条例内容について検討していくことになりました。